平成２４年（フ）第６９号
埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地　６―302、前住所埼玉県坂戸市大字石井2812番地13
債務者　矢部やす子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９０号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保275番地７　鶴瀬コーポサンキョー311号
債務者　河田　茂子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９３号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地３街区３棟301号
債務者　佐々木由子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９８号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西３丁目５番地６　藤和マンション５―301号
債務者　阿部　碩男
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１００号
埼玉県日高市大字鹿山420番地　市営住宅Ｃ―102
債務者　加藤　芳惠
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１３号
埼玉県所沢市けやき台１丁目31番地の５　シティコーポパルナス新所沢315
債務者　鈴木　信次
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２７号
埼玉県所沢市大字北秋津776番地の５　所沢グリーンマンション302
債務者　中山由美子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２８号
埼玉県入間市豊岡５丁目１番９号　608
債務者　大山　延夫
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１５号
愛知県江南市曽本町幼川添166番地６
債務者　足立　　忍（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１５号
北海道滝川市幸町１丁目５番９号
債務者　谷野　容子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
仙台市若林区中倉３丁目５番２号
債務者　山本　沙樹
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８４号
宮城県黒川郡富谷町一ノ関字川又山２番地74
債務者　坪田　卓也
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
仙台市青葉区宮町２丁目３番22号　オフィス大新３Ｆ
債務者　鈴木　浩代
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
宮城県多賀城市山王字掃下し19番地
債務者　稲葉　志保（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８号
宮城県加美郡加美町字町屋敷一番30番地２
債務者　佐々木泰吉
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
宮城県大崎市古川李埣１丁目11番25号
債務者　上杉喜代江
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
宮城県栗原市高清水水の手９番地７、従前の住所宮城県大崎市古川諏訪３丁目６番15号　ピースフルＭ―Ｂ棟102号
債務者　須藤　大樹
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係